

国民健康保険税・介護保険料 市民税・県民税額をご確認ください

国民健康保険税

●納付方法

納税通知書を6月中旬にお届けします。初回(第1期)の納期限は7月1日(月)です。

国民健康保険税の納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」があります。

①特別徴収

支給される年金から国民健康保険税を差し引いて納めていただく方法です。特別徴収に該当する人で、口座振替による納付

納付月は普通徴収・特別徴収で異なります

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収	○		○		○		○		○		○	



を希望する世帯主は、税務課窓口で申請により変更することができます。

②普通徴収

納付書または口座振替で納めていただく方法で、特別徴収に該当しない人が対象です。

●納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入していても、同じ世帯に加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいますが、

擬制世帯主世帯の場合、世帯主の所得は国民健康保険税の算定には含めません。ただし、軽減判定をする際には、その所得を含めて計算を行います。

●国民健康保険税の軽減

平成30年中の世帯の所得金額(擬制世帯主を含む)が一定以下の場合、下表の②均等割額と③平等割額が所得に応じて軽減され

ます(所得申告がない場合、軽減の対象外となる場合があります)。65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等所得額から15万円を控除した額で軽減判定の計算をします。

【年金収入ー公的年金等控除ー特別控除(15万円)〳軽減判定所得】

●後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の経過制度

75歳以上の人が後期高齢者医療制度へ移ることにより、国民健康保険税の負担が急増しないよう一定期間、次の①②③の措置を行います。

①国民健康保険税の軽減(7.5・2割軽減) 所得を計算する際、後期高齢者医療制度に移った人も含めて軽減判定を行います。世帯構成や世帯所得が変わらない場合、それまでと同様の軽減が受けられます。

②国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ったことにより、国民健康保険世帯が単身世帯となった場合、移行後5年目までは、平等割が半額に軽減されます。6年目から8年目までは、平

国民健康保険税率(額)が変わります

算定区分	税率(額)			説明
	医療保険分	支援金分	介護保険分	
①所得割	8.61%	2.11%	2.16%	加入者の前年の所得に応じて算定
②均等割	29,600円	7,530円	9,760円	加入者一人あたり
③平等割	21,190円	5,390円	4,540円	一世帯あたり
年税額	医療保険分・支援金分・介護保険分①～③をそれぞれ合計した額となります。ただし、介護保険分は、40歳以上65歳未満の人(介護保険の第2号被保険者)にのみ適用。			
課税限度額	61万円	19万円	16万円	年税額の最高限度額

等割が4分の3に軽減されます。

③社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度に移ったことで、その被扶養者が国民健康保険に加入した場合(国民健康保険加入の時点で65歳以上75歳未満の旧被扶養者)は、申請により、次の減免が受けられます。
▽旧被扶養者に係る所得割が

所得によって11段階に
区分されています

所得段階	保険料（年額）
第1段階	23,400円※
第2段階	41,400円※
第3段階	52,200円※
第4段階	64,800円
第5段階	72,000円
第6段階	86,400円
第7段階	90,000円
第8段階	93,600円
第9段階	97,200円
第10段階	108,000円
第11段階	122,400円

詳しくは通知書に同封の「見方」をご覧ください。
※本年度は低所得者の保険料軽減実施に伴い、第1～3段階の保険料が減額となっています。

介護保険料

今年度の介護保険料決定通知書を6月中旬に発送します。介護保険料は、被保険者（本人）や世帯員の課税状況などにより、11段階に区分され、今年度は左表のとおりです。

納付方法は、特別徴収（年金天引き）か普通徴収（納付書による納付、口座振替）のいずれかです。

普通徴収の人は年10期に分けてお支払いいただきます。特別徴収の人には、10月以降の年金からの引き去り額が記載されています（4～8月分の引き去り額は4月にお知らせしています）。

問い合わせ
介護保険課 ☎23・3293

非課税。▽旧被扶養者に係る均等割を資格取得日の属する月から2年間、半額に軽減（7・5割軽減世帯に該当する場合は、その軽減が優先）。▽加入者が旧被扶養者のみの場合は、平等割を資格取得日の属する月から2年間、

半額に軽減（7・5割軽減世帯に該当する場合は、その軽減が優先）。社会保険（会社の健康保険）等が交付する資格喪失証明書と、印鑑をお持ちいただき、国民健康保険加入手続きの際に申請をしてください。

市民税・県民税

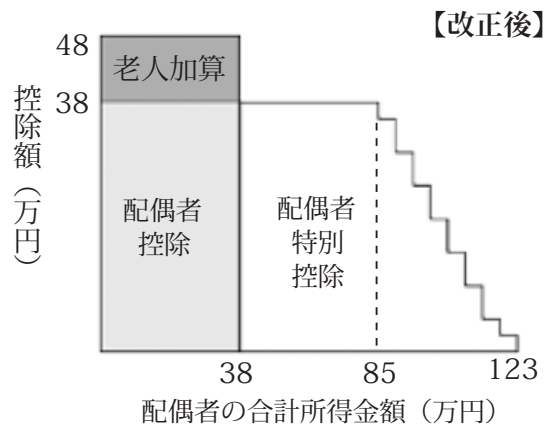
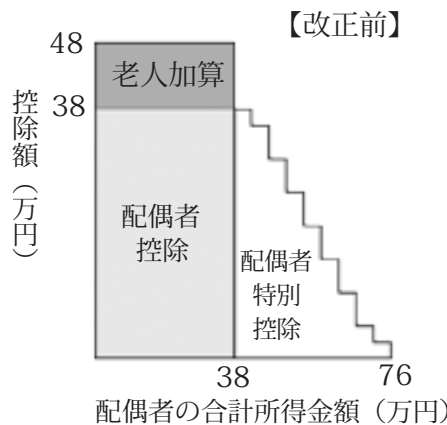
市民税は、毎年1月1日現在に住所のある自治体に納める税金です。納税通知書は6月中旬にお届けします。

市では、事業所などから提出された給与支払報告書や今年2～3月に申告いただいた内容で平成31年度の税額を決めています。

市民税は、給与特別徴収（給与からの引き落とし）、普通徴収（口座振替または納付書払い）、年金特別徴収（年金からの引き落とし）によって納めます。

●平成31年度の主な改正点

- ・配偶者（特別）控除の見直し
- ① 配偶者控除が、配偶者の合計所得金額と納税義務者本人の合計所得金額に応じて適用されます（本人の合計所得金額が1000万円を超える場合は、配偶者控除は不適用）。
- ② 配偶者特別控除の金額が改正され、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下に変更されました（改正前は、38万円超76万円未満）。



問い合わせ先
課税：税務課市民税係
☎23・3040
納税：税務課収納係
☎23・3043
資格（国民健康保険）
：保険年金課 ☎23・3084